

■母子父子寡婦福祉資金一覧表（令和7年4月1日現在）

資金の種類	資金の内容	貸付限度額（円）		据置期間	償還期間	貸付対象			利率
						母子	父子	寡婦	
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備・機械などの購入資金	(個人) (母子・父子福祉団体)	3,580,000 5,370,000	貸付後 1年	7年以内	母	父	本人	(保証人有) 無利子
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備・商品などを購入する運転資金	(個人) (母子・父子福祉団体)	1,790,000 1,790,000	貸付後 6か月	7年以内	母	父	本人	
技能習得資金	事業を開始するため、または就職								

※特別貸付の適用基準

- ・技能習得資金

年度初めなどに、必要額が貸付限度額の月額を超える場合、または自動車運転免許取得の場合
- ・住宅資金

災害時により特に必要と認められる場合、または老朽等により増改築を行う場合
- ・医療介護資金

所得税非課税世帯
- ・就職支度資金

通勤のために自動車が必要であると認められる場合
- ・修業資金

高校3年在学時に就職を希望する児童で、就職に際し自動車運転免許の取得が必要な場合

※加算基準

- ・修学資金、修業資金

高等学校に就学中の児童が、支給期間満了のため児童扶養手当の給付を受けることができなくなった場合は、児童扶養手当相当額

※家計急変 ＝ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給していない方で、手当受給相当まで所得が急変した場合

※貸付けを受けている方が、母子家庭の母又は父子家庭の父あるいは寡婦でなくなった場合は貸付けを停止し、償還期間を変更することがあります。

別表1 修学資金の貸付限度額（月額）（年収900万円以下）

修学資金	学校区分		貸付月額（円）	
			自宅通学	自宅外通学
	高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	27,000	34,500
		私立	45,000	52,500
	高等専門学校	国公立1～3年	31,500	33,750
		国公立4～5年	67,500	76,500
		私立1～3年	48,000	52,500
		私立4～5年	98,500	115,000
	専修学校（専門課程）	国公立	67,500	78,000
		私立	89,000	126,500
	短期大学	国公立	67,500	96,500
		私立	93,500	131,000
	大学	国公立	71,000	108,500
		私立	108,500	146,000
	大学院	修士課程	132,000	132,000
		博士課程	183,000	183,000
	専修学校（一般課程）		54,000	54,000

※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている場合には、奨学金の貸付月額と母子父子寡婦福祉資金貸付金貸付限度額との差額を限度として貸付を受けることができます。

※「高等教育就学支援新制度」による授業料等の減免額等に相当する額の償還について
修学資金または就学支度資金の貸し付けを受けた者が、新制度による支援が決定し、授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われた場合は、貸付た額のうち、新制度による授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額に相当する額について、それぞれの給付を受けた日から6か月以内に償還を行うものとします。

別表2 就学支度資金の貸付限度額

就学支度資金	学校区分		貸付月額（円）	
			自宅通学	自宅外通学
	小学校		64,300	64,300
	中学校		81,000	81,000
	高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	150,000	160,000
		私立	410,000	420,000
	大学 短期大学 高等専門学校 専修学校（専門課程）	国公立	410,000	430,000
		私立	580,000	590,000
	大学院 （修士・博士課程）	国公立	430,000	
		私立	590,000	590,000
	専修学校（一般課程）		150,000	160,000
	修業施設	中学校卒業	150,000	160,000
		高校卒業	272,000	282,000